

II 女性と年金問題とは？

まず、検討会では、現在の女性のおかれている状況を確認し、年金制度に関してどのような点が課題として指摘されているのかについて、整理を行った。

1 女性のライフスタイルの多様化

女性の社会進出、家族形態や就業形態の変化等、女性のライフスタイルの多様化が進展している。

(1) 女性の就労の多様化

① 女性の就労に対する意識

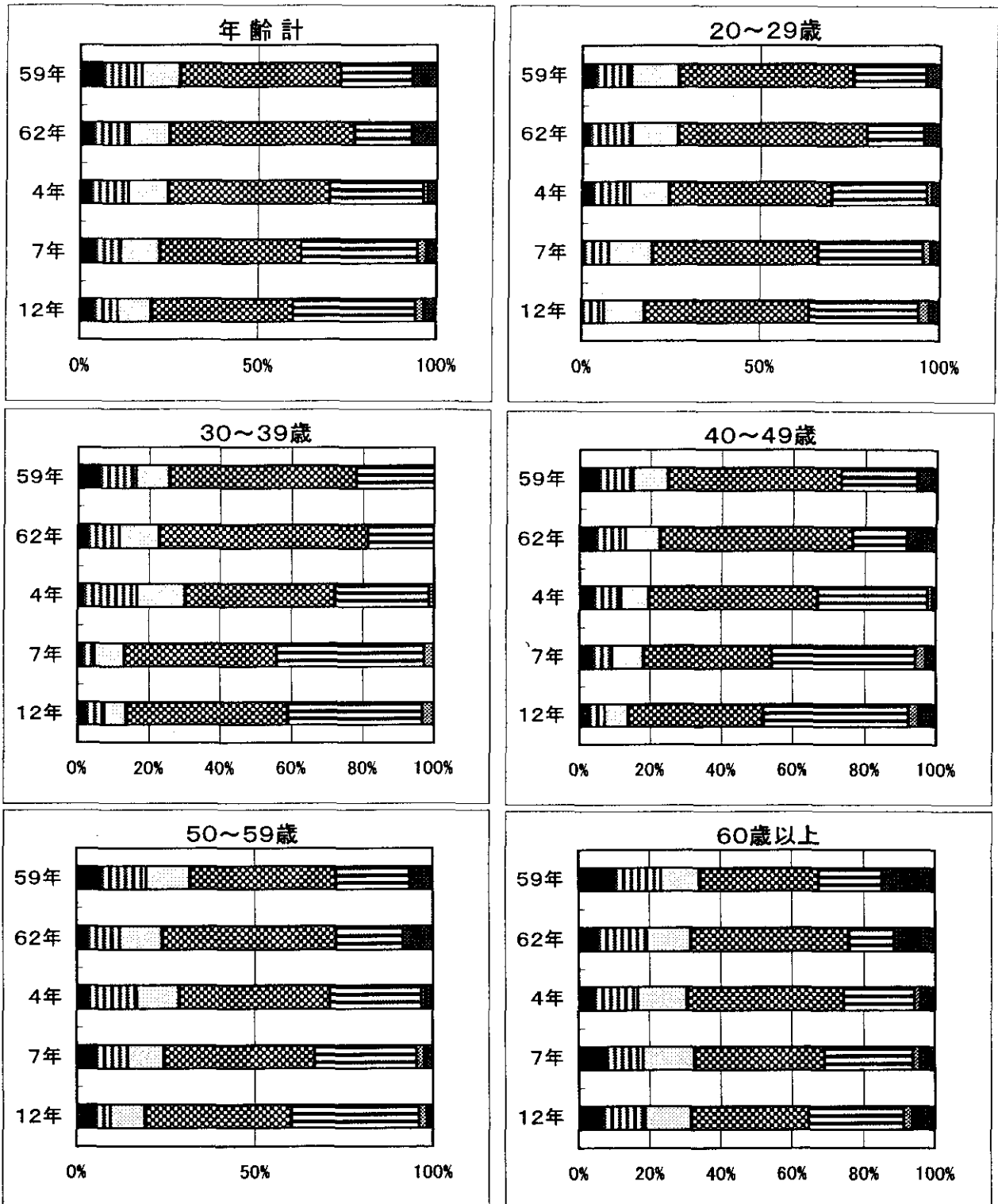
就労に対する積極的な意識の高まり

女性に対する定期的な世論調査（総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」等）の推移を見ると、「結婚をしても職業を持つ」という意識がかなり一般的となってきた。このうちで、「子供が大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という意識がもっとも大きい割合を占めるものの、「子供ができてみずっと職業を続けている方がよい」という志向も、次第に高まってきている。（資料Ⅱ-1：女性の年齢別就業意識の推移）

また、未婚女性の多くは、理想のライフコース（一生を生きていく道筋）として、「結婚し子供も持つが、仕事も一生続ける」（「両立コース」）、あるいは「結婚し子供も持つが、結婚出産時期にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」（「再就職コース」）をあげており、なかでも「両立コース」をあげる者は増えている。（資料Ⅱ-2：未婚女性の理想と予定のライフコース）

こうした就労に対する積極的な意識の高まりが見られる一方で、就労の実態は、必ずしも上記のような希望どおりにはなっていない。未婚者の予定のライフコースをみると、理想のライフコースと比べて、「両立コース」を挙げる者は少なくなる。また、既に出産、子育てを終えた実際の既婚女性のライフコースを未婚者の理想のライフコースと比較してみると、「再就職コース」を歩んでいる者は少なく、「結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない」（「専業主婦コース」）を歩んでいる者は多くなっている。

資料 II - 1 女性の年齢別就業意識の推移

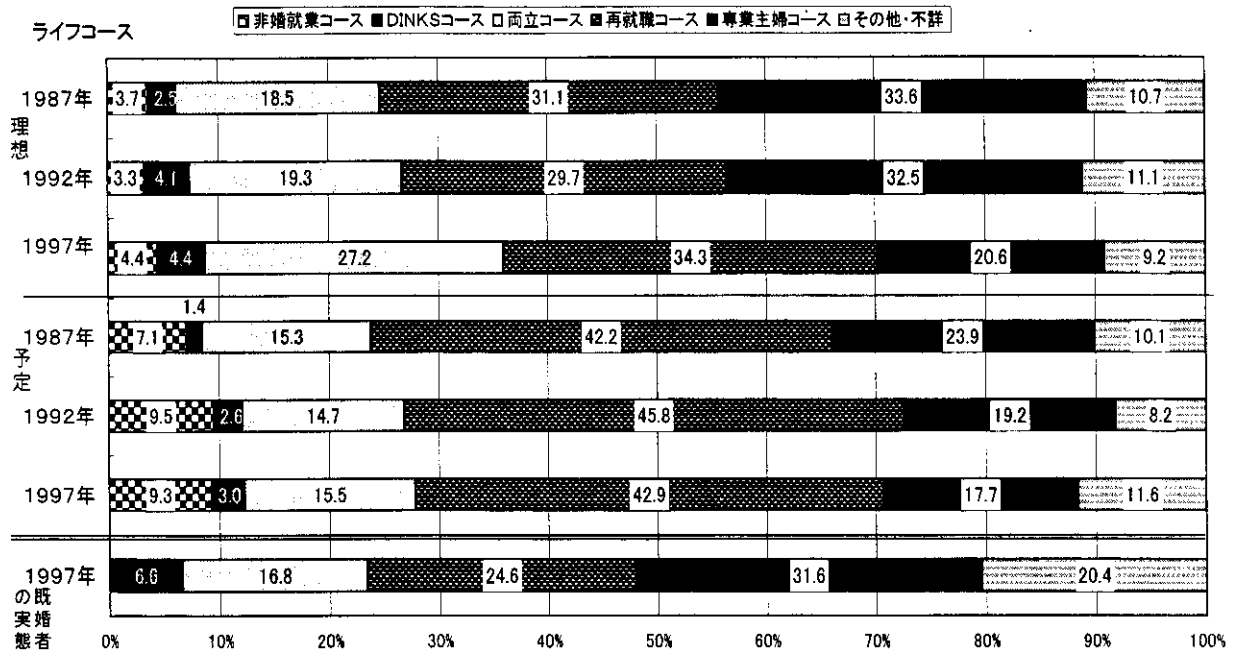


- 女性には職業を持たない方がよい
- 結婚するまでは、職業を持つ方がよい
- 子供が出来るまでは、職業を持つ方がよい
- 子供が大きくなったら再び職業を持つ方がよい
- 子供が出来ても、ずっと職業を続けている方がよい
- その他
- わからない

出典：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)
 総理府「婦人に関する世論調査」(昭和62年)
 総理府「男女平等に関する世論調査」(平成4年)
 総理府「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年)
 総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成12年)

II 女性と年金問題とは？

資料Ⅱ－２ 未婚女性の理想と予定のライフコース



(注)既婚女性のライフコースは、第11回出生動向調査(夫婦調査)、結婚持続期間15～19年の妻に関する結果。
各ライフコースは下記のように設定した。「非婚就業コース」:結婚せず仕事を一生続ける。「DINKSコース」:結婚するが子供は持たず仕事を一生続ける。「両立コース」:結婚し子供を持つが仕事も一生続ける。「再就職コース」:結婚し子どもを持つが結婚出産の時期にいったん退職し子育て後に再び仕事を持つ。「専業主婦コース」:結婚して仕事を持ち結婚あるいは出産の機会に退職しその後は仕事を持たない。

(出典:国立社会保障・人口問題研究所「第11回出生動向基本調査(平成9年)」)

② 女性の就労状況

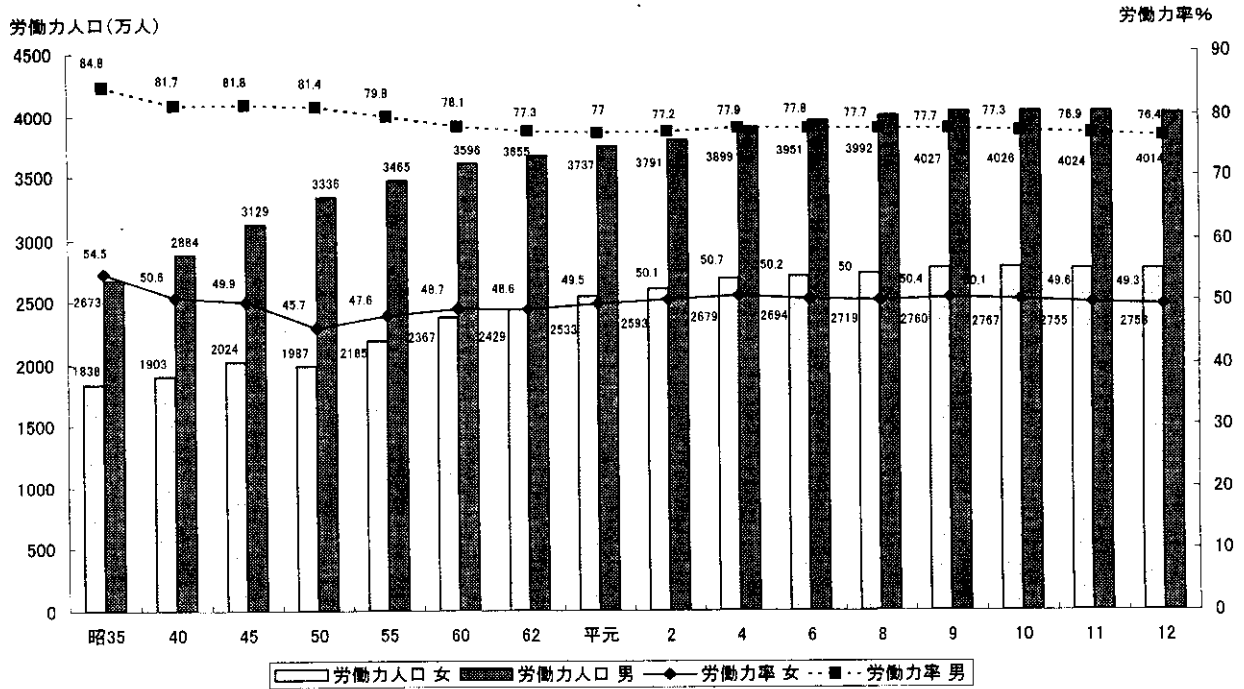
女性の就労は増加してきている

女性の労働力人口あるいは労働力率は、経済的な要因もあって最近では伸び悩みが見られるものの、昭和50年代以降、女子雇用者の増加及び就業期間の伸長に伴い、長期的には増加の傾向をたどってきている。また、女性の年齢階級別の労働力率は、我が国ではM字型カーブを描くが、このカーブ全体が上方にシフトしてきている。(資料Ⅱ－3:労働力人口及び労働力率の推移、資料Ⅱ－4:女性の年齢階級別労働力率の推移、資料Ⅱ－5:男女別雇用者数の推移、資料Ⅱ－6:平均勤続年数の推移、資料Ⅱ－7:勤続年数階級別女性労働者構成比の推移)

未婚者は20歳代後半～30歳代前半にかけて約9割が労働力化しており、晩婚化の傾向と合わせて考えると、ほとんどの女性が、期間の長短はあるものの何らかの就業経験を有するようになってきていると考えられる。一方で、有配偶者に限った女性の労働力率について平成元年から平成11年の間の変化をみると、雇用者となる者の割合は多くなっているが、労働力全体ではほとんど変化がみられない。また、末子の年齢階級別に女性が週35時間以上の雇用者となる割合の推移を見ると、

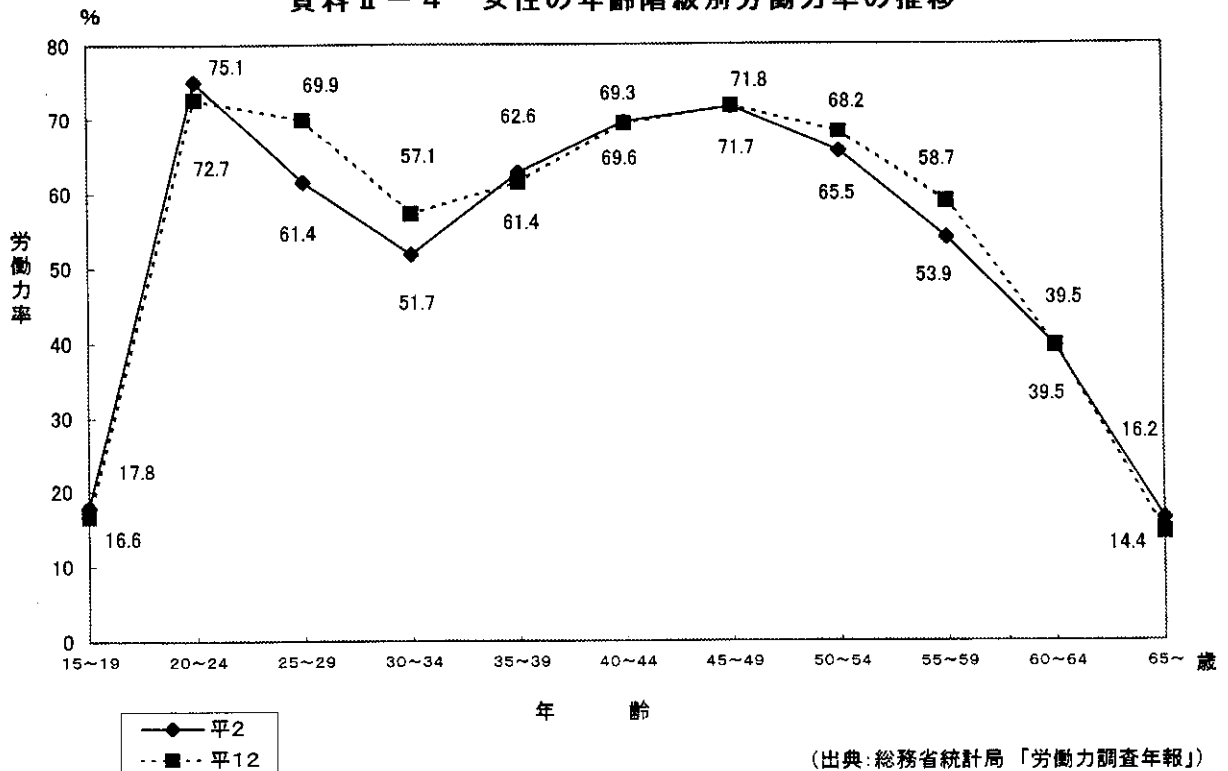
同期間でほとんど変化がみられない。これらのことから、結婚や出産、育児を機に仕事を辞めるというライフコースをたどる女性は依然として少なくないと考えられる。(資料Ⅱ-8：女性の配偶関係、年齢階級別労働力率の推移、資料Ⅱ-9：末子の年齢階級別母の就業状態)

資料Ⅱ-3 労働力人口及び労働力率の推移



(出典：総務省統計局「労働力調査年報」)

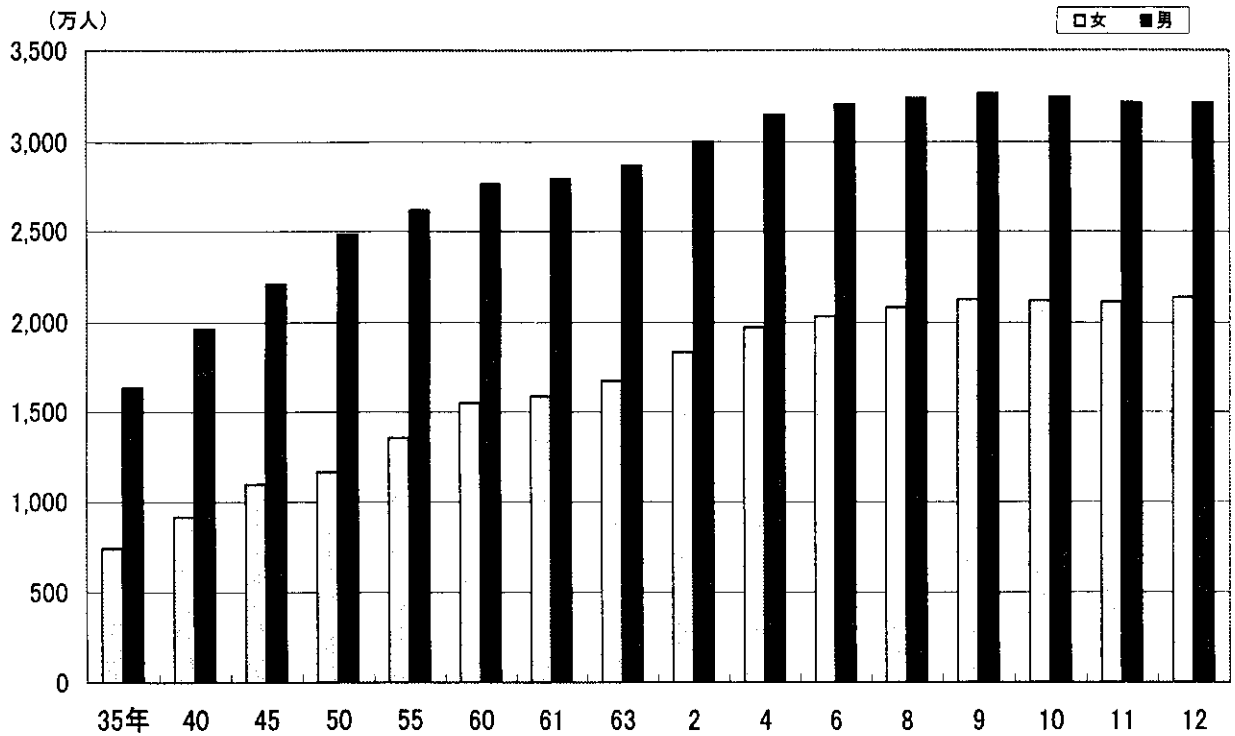
資料Ⅱ-4 女性の年齢階級別労働力率の推移



(出典：総務省統計局「労働力調査年報」)

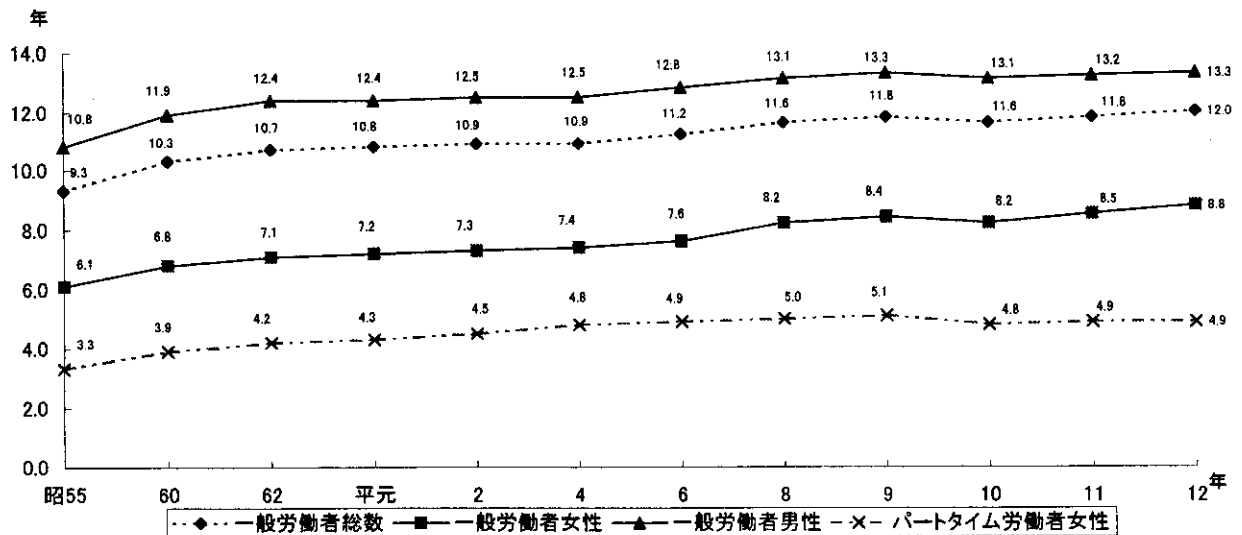
II 女性と年金問題とは？

資料Ⅱ－5 男女別雇用者数の推移



(出典:総務省統計局「労働力調査年報」)

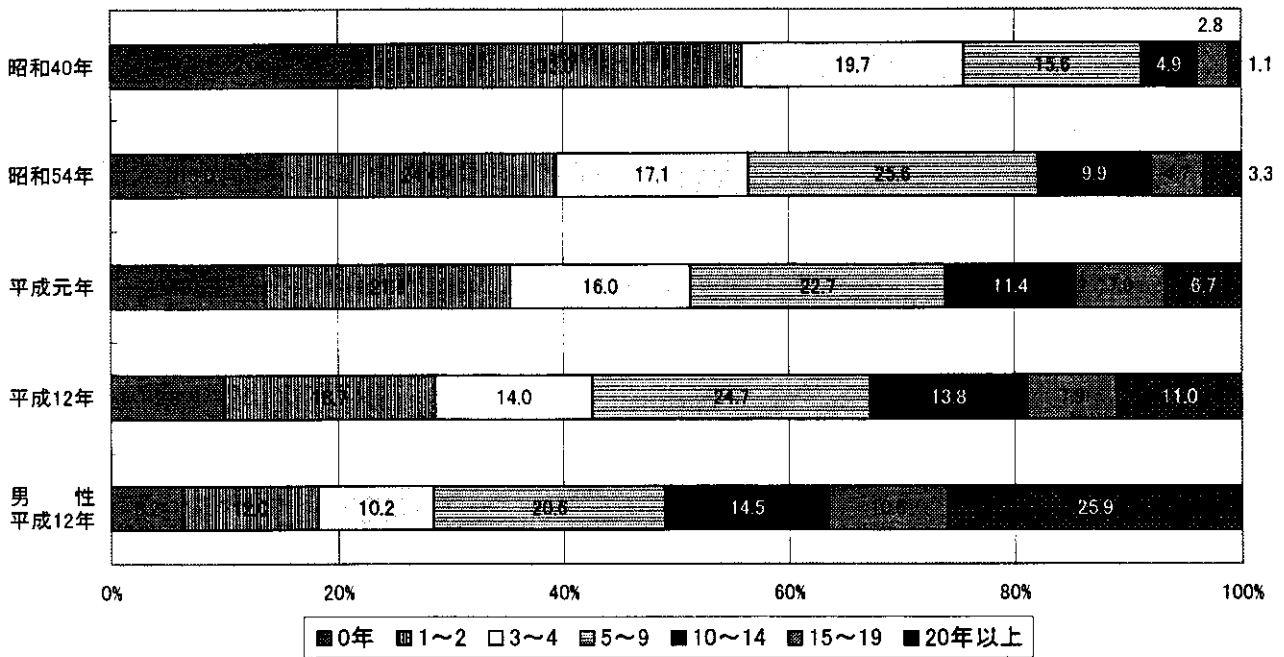
資料Ⅱ－6 平均勤続年数の推移



注:「一般労働者」とはパートタイム労働者以外の労働者。
 「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

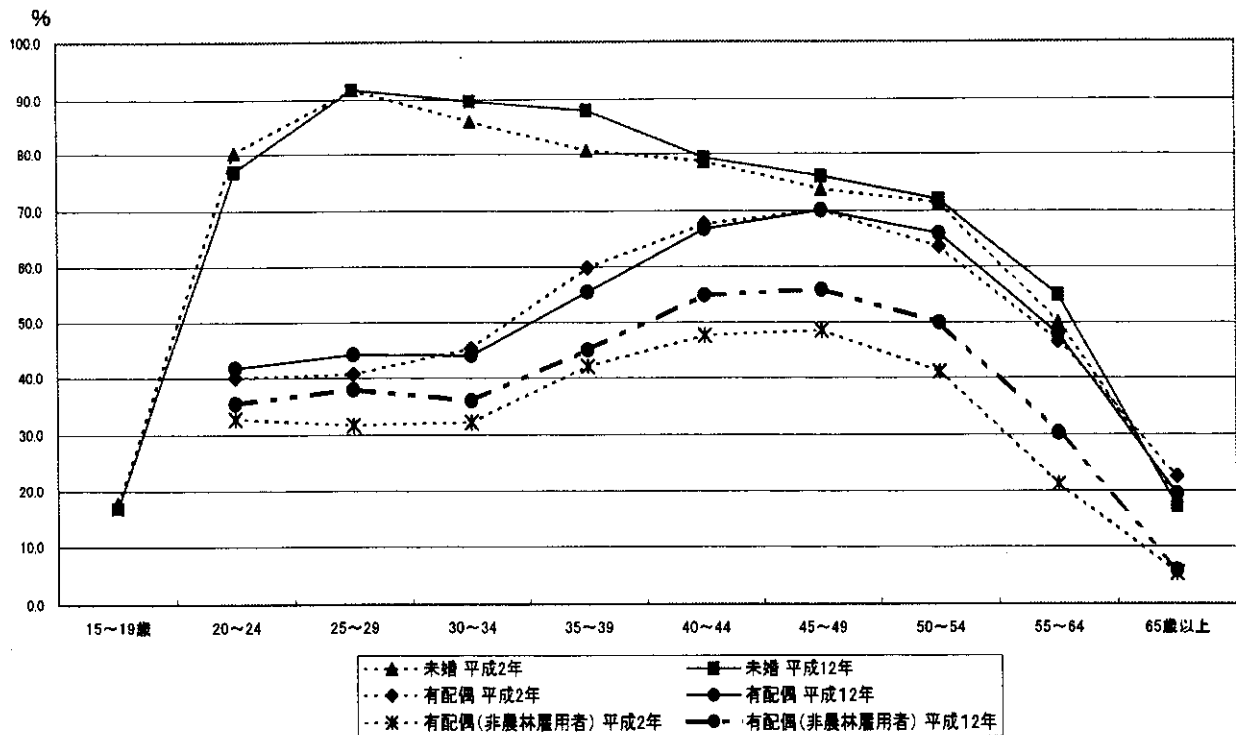
(出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

資料Ⅱ-7 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移



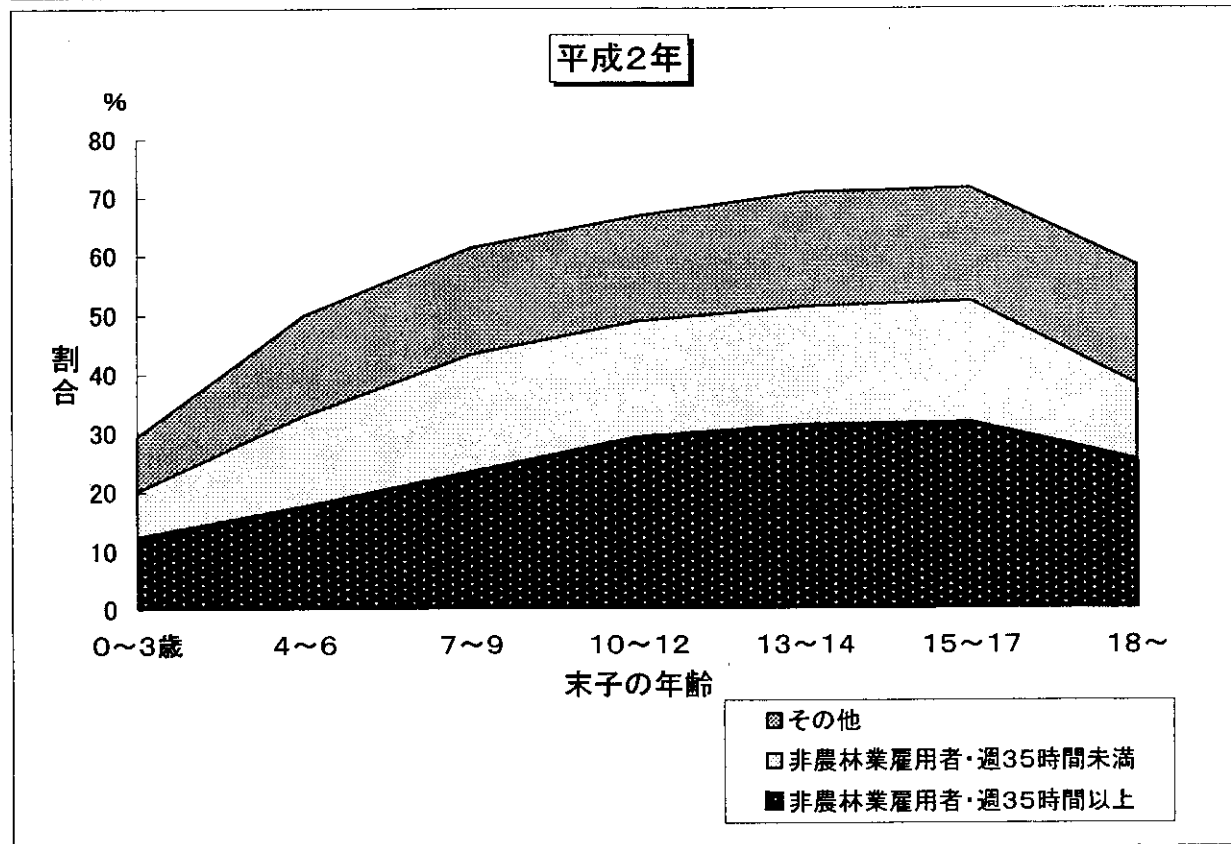
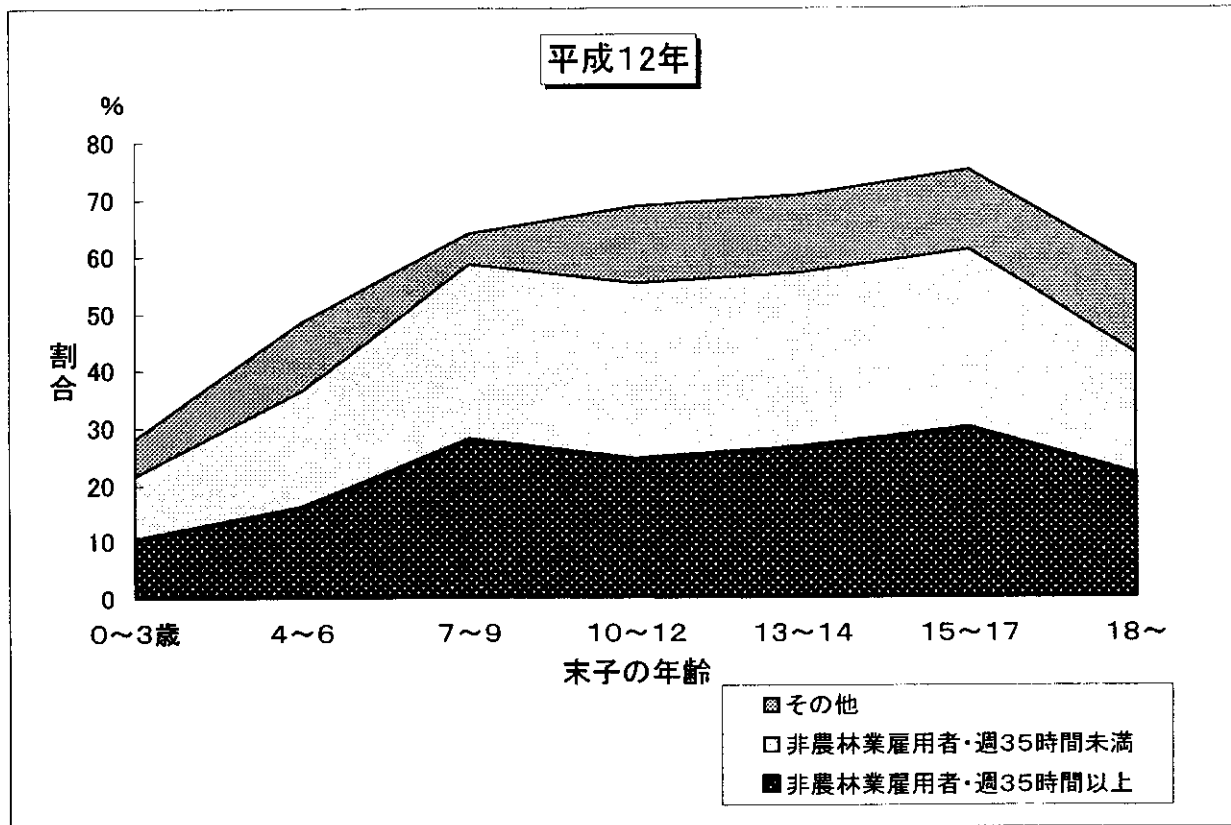
(出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

資料Ⅱ-8 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率の推移



(出典:総務省統計局「労働力調査年報」)

資料Ⅱ－9 末子の年齢階級別母の就業状態



(注1) 割合は、子供のいる世帯総数に対する率である。

(注2) 凡例のその他は、労働力人口のうち、農林業従事者と完全失業者を合わせた割合である。

(出典：総務省統計局「労働力調査特別調査」平成12年)

女性の短時間雇用者等が増加

女性の短時間雇用者は、近年増加が著しい（平成11年で773万人）。また、女性雇用者に占める短時間雇用者の割合（平成元年25.2%→平成11年37.4%）は、男女合わせた雇用者全体に占める短時間雇用者の割合と比べても、急激な伸びを示している。（資料Ⅱ-10：短時間雇用者数の推移（非農林業）） また、派遣労働者についても、全体の雇用者に占める割合は、わずかではあるが近年増加を続けており、その7割強が女性となっている。（資料Ⅱ-11：派遣労働者数の推移）

被用者年金の適用を受けない働き方が増加

短時間雇用をはじめとして、被用者年金の適用を受けない働き方が増加している。雇用者に占める第2号被保険者の割合は、近年減少を続けており、特に女性における減少は、男性に比べて大きい（女性の場合、昭和61年度65.1%→平成11年度58.9%）。（資料Ⅱ-12：雇用者に対する第2号被保険者の割合の推移）

また、「平成7年パートタイム労働者総合実態調査報告（労働大臣官房政策調査部）」によれば、短時間労働者（パートタイム労働者）のうち社会保険の適用を受けている者は、35%強にとどまっている。（資料Ⅱ-13：社会保険の加入状況別パート労働者割合）

さらに、女性の各年齢階級別に「雇用者比率」と「厚生年金被保険者比率」を比較してみると、両者の乖離はこの10年間に於いて全般的に拡大しており、特に40歳以降や20～24歳層でこうした乖離が顕著となっている。これは短時間労働等、被用者年金が適用されない働き方の増加を反映していると考えられる。（資料Ⅱ-14：女性の年齢階級別雇用者比率（対人口・非農業）及び厚生年金被保険者比率（対人口）の推移）

このように女性の就労は増加してきているが、必ずしも被用者年金の適用につながっておらず、女性にとって、被用者としての年金保障という観点から、このことをどのように考えるかが課題である。また、子育て期である20歳代後半から30歳代にかけて、被用者年金の被保険者比率が低下する傾向にも、変化はみられていない。

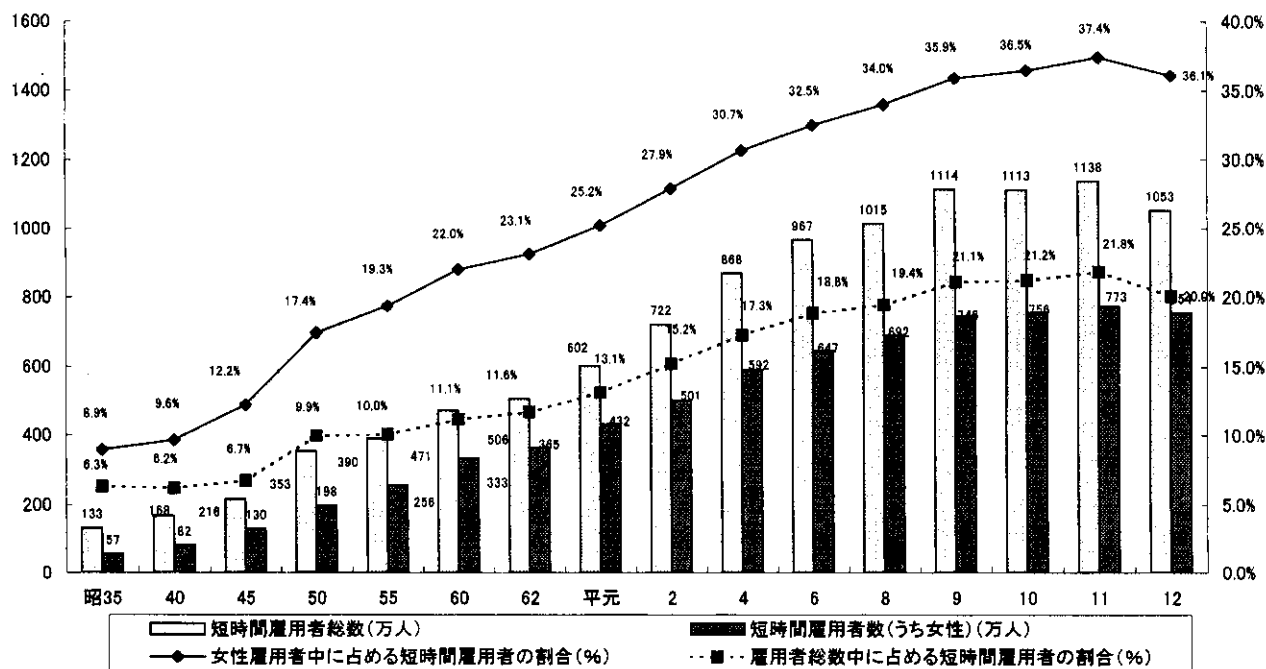
男女とも若年齢層において、被用者年金の適用を受けない働き方が増加

なお、厚生年金の適用率は全体的に低下傾向にあるが、特に10歳代後半や20歳代前半といった若年齢層において、女性に限らず被用者年金の適用を受けない働き

II 女性と年金問題とは？

方が増加している。このことは、女性と年金という問題を超えて、年金制度全般に関わる問題として受け止める必要がある。(資料Ⅱ-15：男性の年齢階級別雇用者比率(対人口・非農業)及び厚生年金被保険者比率(対人口)の推移)

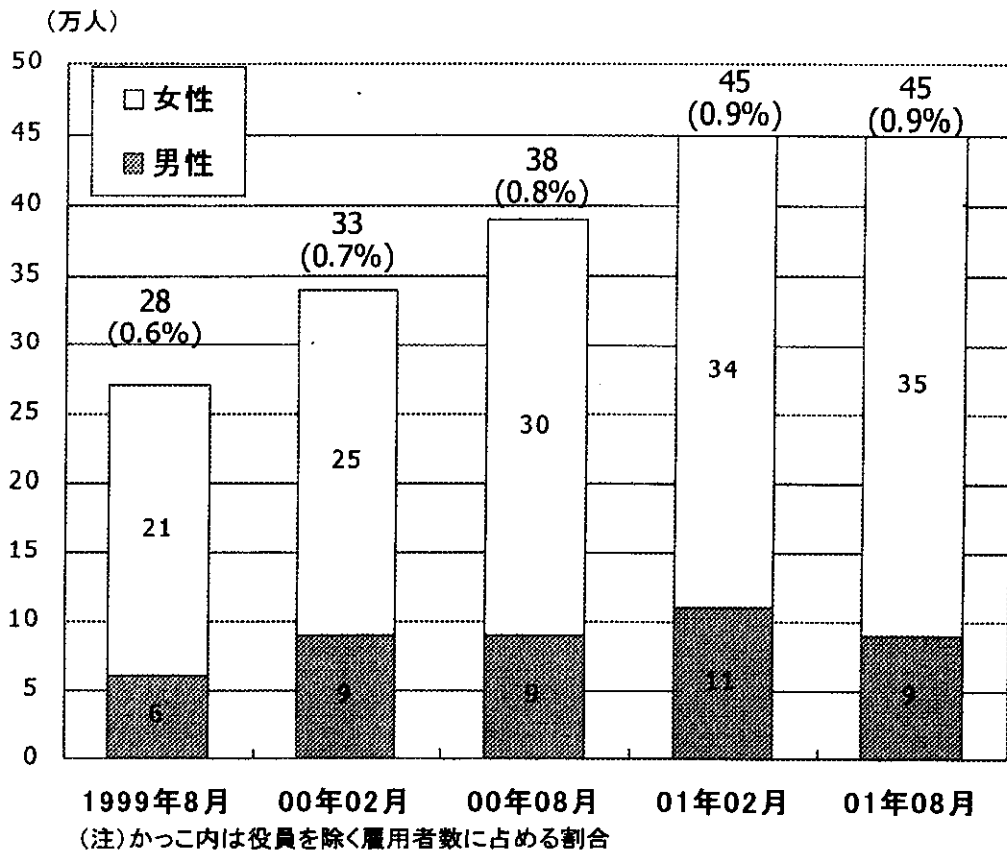
資料Ⅱ-10 短時間雇用者数の推移(非農林業)



注:「短時間雇用者」…週間就業時間35時間未満の者

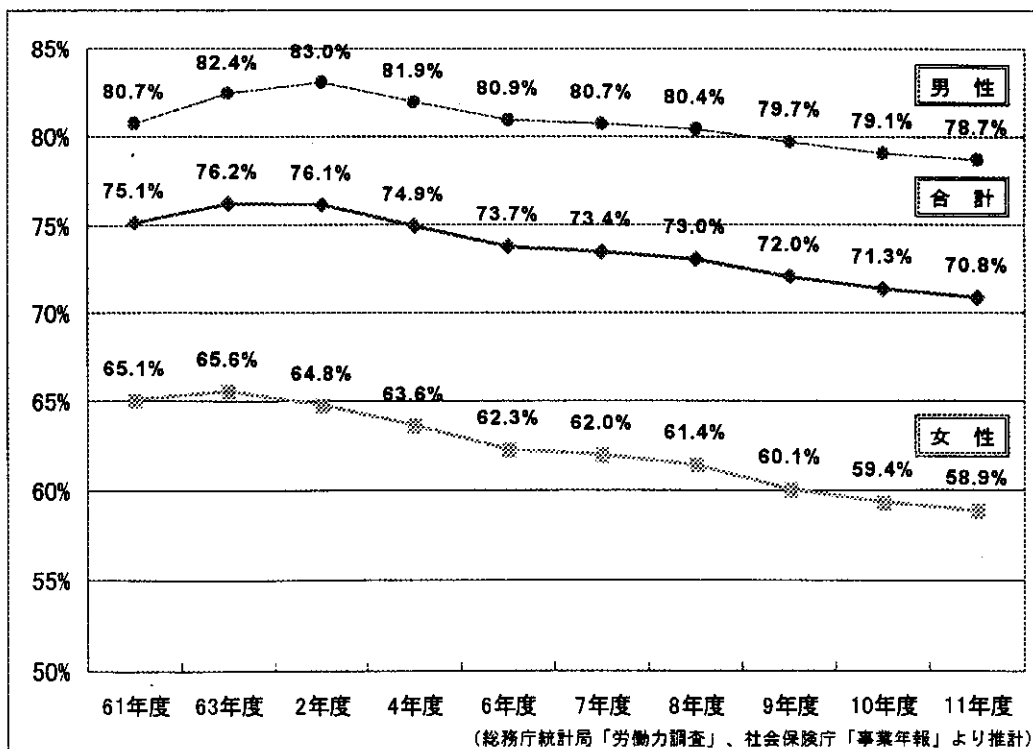
(出典:総務省統計局「労働力調査年報」)

資料Ⅱ-11 派遣労働者数の推移



(出典:総務省統計局「労働力調査特別調査」)

資料Ⅱ-12 雇用者に対する第2号被保険者の割合の推移



資料Ⅱ-13 社会保険の加入状況別パート労働者割合

正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。

○ パートタイム労働者のうち社会保険の適用を受けている者は、35%強である。

※ パートタイム労働者：正規労働者以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

	男女計		男子		女子	
	H7	H2	H7	H2	H7	H2
	%	%	%	%	%	%
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
健康保険・厚生年金に加入している	35.8	23.8	36.5	19.5	35.6	24.8
健康保険・厚生年金に加入していない	64.2	76.2	63.5	80.5	64.4	75.2
雇用保険に加入している	35.8	26.6	26.9	16.9	38.4	29.0
雇用保険に加入していない	64.2	73.4	73.1	83.1	61.6	71.0

パートタイム労働者の平均勤続期間及び平均就労年数

- パートタイム労働者の平均的な勤続年数は、約5年であり、5年を超える者は男女計で36.3%（女子で37.6%）である。
- パートタイム労働者の通算就労期間は、約7年である。

	同一企業における勤続年数			通算就労期間 ¹		
	男女計	男子	女子	男女計	男子	女子
	%	%	%	%	%	%
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	17.9	21.3	17.2	9.7	15.1	8.5
1～3年	26.0	29.7	25.2	17.9	23.0	16.8
3～5年	19.9	18.9	20.1	17.7	22.7	16.7
5～10年	22.6	19.3	23.2	27.9	21.7	29.1
10～19年	12.1	8.4	12.9	21.4	10.8	23.6
20年以上	1.6	2.5	1.5	5.0	5.2	4.9
不明・無記入	-	-	-	0.4	1.4	0.2
平均年数	4.9年	4.5年	5.0年	7.2年	6.0年	7.4年

※ 学生は含まれていない。

¹ パートタイム労働者としての就労期間である。

(出典) 労働大臣官房政策調査部「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告」